

医療制度をご存知ですか？

小郡市では、乳幼児・ひとり親家庭等・重度障害者医療の対象者には、医療費のうち自己負担金を除いた額を助成しています。各医療制度の対象者は、次のとおりです。

助成の対象となるのは、申請月からですので、該当される人は、早めに申請をしてください。
(申請がないと助成されませんので、ご注意ください)

乳幼児医療

▼対象者 ①市内に住所がある人

②就学前の人③健康保険に加入している人④生活保護法による保護を受けていない人⑤保護者の所得額が一定額を超えない人

▼自己負担金 3歳以上の人は①

通院の場合、1月・1医療機関あたり600円②入院の場合、1日500円(月7日を限度)

▼申請手続きに必要なもの ①健康保険証②印鑑③保護者の前年の所得額がわかるもの(3歳以上の場合のみ)

※出生から30日以内の申請ですと出生日から対象、それを過ぎると申請月からの対象となります。

ひとり親家庭等医療

▼対象者 ①市内に住所がある人

②健康保険に加入している人③生活保護法による保護を受けていない人④本人又は扶養義務者の所得額が一定額を超えない人

⑤次のいずれかに該当する人
・母子家庭の母及び18歳までの児童

・父子家庭の父及び18歳までの児童

・父母のいない18歳までの児童

・配偶者が重度の障害をもっているため、扶養を受けられない人及び18歳までの児童

・配偶者が海外にいたため、扶養を受けられない人及び18歳までの児童

・配偶者から遺棄されている人及び18歳までの児童

・配偶者が法令により拘禁されているため、扶養を受けられない人及び18歳までの児童

▼自己負担金 ①通院の場合、1

月・1医療機関あたり800円②入院の場合、1日500円(月7日を限度)

▼申請手続きに必要なもの ①健康保険証②印鑑③戸籍謄本④所得証明書⑤児童扶養手当、公的年金などを受給している人は、その証書

重度障害者医療

▼対象者 ①市内に住所がある人

②健康保険に加入している人③生活保護法による保護を受けていない人④本人又は扶養義務者の所得額が一定額を超えない人

⑤次のいずれかに該当する人

・身体障害者手帳1・2級
・療育手帳A(判定書でもよい)
・身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1

・精神障害者保健福祉手帳1級
▼自己負担金 ①通院の場合、1

月・1医療機関あたり500円②入院の場合、1日500円(月20日を限度 ※健康保険から交付された限度額適用認定証等(低所得区分がある場合は、さらに減額されます。)

▼申請手続きに必要なもの ①健康保険証②印鑑③障害者手帳等④所得証明書

各医療証の使用について
病院に受診の際、健康保険証とともに提出してください。ただし、福岡県外の医療機関では使えませんので、領収書等をお持ちの上、市役所で払い戻しの手続きをしてください。

また、入院時の食事代、差額ベッド代などの健康保険適用外のものには除きます。

▼問い合わせ先 国保年金課医療・年金係(内線422)

住宅用地の申告のお願い

平成22年1月2日から平成23年1月1日の間に、住宅用地としての土地の利用を変更された人、または新たに土地を住宅用地として利用されている人は、住宅用地特例の適用が変わりますので、申告が必要です。

※住宅用地とは、1月1日(賦課基準日)現在において、住宅として使用されている家屋の敷地の用に供されている一画の土地をいいます。新たに住宅の建設が予定されている土地や、住宅が建設されつつある土地は住宅用地とはされません。

具体的には、次のような場合になります。

1. 住宅を**新築・増築**した場合(既に家屋調査が済んだものを除く)
2. 住宅を**新たに取得**した場合(既に家屋調査が済んだものを除く)
3. 住宅を**取り壊した**場合(既に滅失登記が完了したものを除く)
4. 住宅を店舗・事務所などとして利用し始めた場合
5. 店舗・事務所などを住宅として利用し始めた場合
6. 土地の利用を変えた場合(例:住宅の庭を賃貸駐車場にしたなど)

【申告の方法】固定資産税の住宅用地等申告書に必要事項を記入のうえ、市役所の税務課資産税係(4番窓口)へ申告書をご提出ください。なお、別途関係書類を提出していただく場合もあります。

※固定資産税の住宅用地等申告書は、税務課資産税係(4番窓口)で配布しています。

また市のホームページ(<http://www.city.ogori.fukuoka.jp>)からダウンロードできます。

【申告の期限】申告は平成23年1月31日(月)までにお願いします。

問い合わせ先 税務課資産税係 ☎ 72-2111 内線 122、123